

令和5年2月定例会

小平・村山・大和
衛生組合議会

日 時 令和5年2月16日（木）

場 所 小平・村山・大和衛生組合議場

小平・村山・大和衛生組合議会

令和5年2月定例会

日 時 令和5年2月16日（木）

場 所 小平・村山・大和衛生組合議場

1. 出席議員（11名）

1番 きせ恵美子	2番 佐藤 徹
3番 比留間洋一	4番 山浦まゆみ
5番 中野志乃夫	6番 根岸 聡彦
8番 森田真一	9番 須藤 博
10番 高橋弘志	11番 波多野健
12番 渡邊一雄	

2. 欠席議員（1名）

7番 東口正美

3. 出席説明員

管 理 者 小林洋子	副 管 理 者 尾崎保夫
副 管 理 者 山崎泰大	助 役 伊藤俊哉
会 計 管 理 者 近藤和哉	事 務 局 長 足立浩志
総 務 課 長 谷川知治	業 務 課 長 三野正彦
計 画 課 長 越中 洋	参事(施設更新) 小暮与志夫
総務課長補佐 藤野信一	業 務 課 長 補 佐 片山 敬
業 務 課 長 補 佐 渡邊正志	

議事日程（第1号）

- 第1 会期の決定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議案第1号 小平・村山・大和衛生組合個人情報保護に関する法律施行条例
- 第4 議案第2号 小平・村山・大和衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第3号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 第6 議案第4号 小平・村山・大和衛生組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第5号 令和4年度小平・村山・大和衛生組合一般会計補正予算（第2号）
- 第8 議案第6号 令和5年度における小平・村山・大和衛生組合を組織する市の分担金額について
- 第9 議案第7号 令和5年度小平・村山・大和衛生組合一般会計予算

午前9時30分 開議

○副議長【波多野健】 本日は開議時間を30分早めまして、9時30分といたしましたので御了承願います。

本日は、東大和市の東口議員から欠席の申出がありましたので、御報告いたします。

改めまして、おはようございます。ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから、小平・村山・大和衛生組合議会2月定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。お手元の議事日程に従いまして、議事を進めさせていただきます。

日程第1 会期の決定

○副議長【波多野健】 日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。会期につきましては本日1日限りといたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長【波多野健】 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

○副議長【波多野健】 日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員につきましては、「会議規則第77条」の規定に基づき、

4番 山浦まゆみ議員

5番 中野志乃夫議員

12番 渡邊一雄議員

を指名いたします。

日程第3 議案第1号 小平・村山・大和衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例

○副議長【波多野健】 日程第3、議案第1号「小平・村山・大和衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○管理者【小林洋子】 皆様、おはようございます。ただいま上程されました議案第1号につきまして、説明を申し上げます。

本案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による、個人情報の保護に関する法律の一部改正により、地方公共団体の個人情報保護制度について、個人情報の保護に関する法律の規定が適用されることとなるため、同法において条例に規定することを委任されている事項等を規定する、小平・村山・大和衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例を制定するものでございます。

主な内容でございますが、同法において条例で定めることが委任されている開示請求における手数料を定めるほか、条例で定めることが許容されている開示請求の手続等について定めるものでございます。

施行期日につきましては、本年4月1日を予定いたしております。

以上が本案の内容でございます。

○副議長【波多野健】 提案説明が終わりました。質疑に入ります。

○12番【渡邊一雄】 この条例に伴って、匿名加工情報というものが、取扱いが今後どうなっていくのかということが一つと、あと、そもそも組合が保有

する個人情報というのはどういうものがあるか、2点伺います。

○総務課長【谷川知治】 匿名加工情報につきましては、現在、保有しておりませんし、今後、加工して保有する予定も現時点ではございません。

また、現在組合が保有する個人情報としましては、事務局の職員ですとか管理者等の特別職の氏名、住所、連絡先、また、給与、報酬の支給に係る金融機関の口座の情報などが主なものでございます。

以上でございます。

○12番【渡邊一雄】 ありがとうございます。この施行条例の基となっているデジタル関連法については、まず、個人情報を企業のもうけに利活用する仕組みということが一つ背景としてあるかなと思います。もう一つはその自治体独自で積み上げてきたその保護の仕組み、これを最小限に制限されるということが指摘されております。

武蔵村山の共産党市議団としては、同施行条例に反対をしましたが、当組合議会で取り扱う個人情報というのが非常に量が少ないということ。また、匿名加工情報の提供を考えていないということがありますので、反対はしないんですけれども、この基となる法律に個人情報をないがしろにするものであるということは指摘しておきたいと思います。

以上です。

○副議長【波多野健】 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長【波多野健】 質疑を終了することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長【波多野健】 それでは、質疑を終了いたします。

討論に入ります。

討論は反対の方からお願いいたします。

○8番【森田真一】 議案第1号、小平・村山・大和衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例に反対の立場で討論をします。

本議案は、令和3年5月にデジタル関連法が成立したことにより、データに匿名加工を施せば、住民の個人情報が商品としてビジネスに利用されることが可能になることを前提として、提案をされるものです。

データ流通の支障となるビジネス上の必要性から、全国の各自治体が独自につくり上げてきた個人情報保護条例を廃止させて、一律に個人情報保護法施行条例につくり変えることになっています。

私どもは、東大和市議会の令和4年第4回定例会で、この条例と同様の東大和市個人情報保護法の施行条例を審議した際に、3つの点を挙げて反対しました。

1つ目に、個人情報がひもづけられる事務の範囲が極めて広範囲なものになること。

2つ目に技術的な問題とどまらず、故意またはヒューマンエラーによる情報漏えいのリスクが飛躍的に高まること。

3つ目にマイナンバー制度自体が、プライバシー権を侵害する法律違反の疑いがあるとして、5つの地裁で一斉に提訴され、今日も係争中となっていることというものです。

昨年12月6日の衆議院総務委員会で、日本共産党の宮本たけし議員の質疑により、2017年度からの5年間で、約5万6,000人分のマイナンバー情報が漏えい、紛失していたことが明らかになりました。事務受託先事業者の事務処理等の誤りや、USBメモリの紛失などにより起こったヒューマンエラーであったとされております。

また、政府の個人情報保護委員会のガイドラインでも、仮名加工情報は、他の情報と組み合わせることによって、特定個人を識別することができることを

否定しない。また、匿名加工情報は、特定個人を識別することは技術的側面からできないという可能性を排除していないとしており、この条文から、情報漏えいの可能性があることが理解できないものとなっています。

憲法13条で保障された幸福追求権の一つとされるプライバシー権、自己情報コントロール権の保障のためには、これらの個人情報を安易に取り扱うことは許されません。

以上のことから、本条例案については反対をするものです。

以上です。

○副議長【波多野健】 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長【波多野健】 討論なしと認め討論を終了いたします。

これより採決いたします。議案第1号「小平・村山・大和衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例」、本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○副議長【波多野健】 挙手多数であります。よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第4 議案第2号 小平・村山・大和衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○副議長【波多野健】 日程第4、議案第2号「小平・村山・大和衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○管理者【小林洋子】 ただいま上程されました議案第2号につきまして説明

を申し上げます。

本案は、職員の給与の改定につきまして、民間における給与水準等を反映した東京都人事委員会勧告の趣旨を踏まえ、組合が準拠しております小平市と同様の改正をするものでございます。

改正の主な内容でございますが、第1点目として、給料表の改定でございます。

本年度の改定後の東京都給料表に準じた内容により改定を行うものでございます。

第2点目として、期末・勤勉手当の支給月数の改定でございます。

来年度以降の6月期及び12月期の勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.05月分引き上げ、年間の期末・勤勉手当の支給月数を現行の4.45月から4.55月とするものでございます。

なお、本年度につきましては、12月期の勤勉手当の支給月数を0.10月分引き上げるものでございます。

再任用職員につきましても、同様に、来年度以降の6月期及び12月期の勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.025月分引き上げ、年間の期末・勤勉手当の支給月数を現行の2.35月から2.40月とし、本年度につきましては、12月期の勤勉手当の支給月数を0.05月分引き上げるものでございます。

なお、来年度以降の期末手当の支給月数につきましては、国や東京都に準じて、6月期と12月期の支給月数を均等になるように配分し、3月期を廃止いたします。

これらの給与改定に伴う人件費の増加につきましては、おおむね90万円を見込んでおります。

なお、これらの内容につきましては、職員全員に説明し、了承を得ているところでございます。

これらの施行期日は、公布の日を予定いたしておりますが、給料表の改定につきましては、令和4年4月1日から適用するものとし、勤勉手当の支給月数の改定につきましては、令和4年12月1日から適用いたします。また、期末手当の3月期の廃止につきましては、本年4月1日からの施行を予定しております。

以上が、本案の内容でございます。

○副議長【波多野健】 提案説明が終わりました。質疑に入ります。

○8番【森田真一】 提案に対しては、私、賛成の立場ではあるんですけども、1点認識をお伺いしたいと思っているのが、都人勧に準拠してこの引上げが行われるのだと思うんですけども、都人勧のデータは多分、今から1年ぐらい前の実態から引き出されているものかと思うんです。

昨年の、多分10月ぐらいからだと思うんですけども、急速に物価高騰が激しくなっている状況もありまして、この引上げ幅が、職員さんの実質賃金の引上げとの関係ではどのようになるのかという点について、認識が伺えればと思うんですが、いかがでしょうか。

○総務課長【谷川知治】 新聞報道などで民間の給与の引上げという動きがあるということは認識はしておりますけれども、私どもとしましては、そういう東京都の人事委員会の勧告、都人勧ですとか、そういった形で。また組織市、小平市での動きということ踏まえて、組合独自で給与の改定、独自の改定をするというようなことはしておりませんので、そういった全体的な動きの中で組合としても対応してまいりたいと思いますし、今回の給与改定で、若年層の給料表の引上げというところもありますので、そういったところでは、組織市と同様の動きというところでは、しておるのかなというふうには考えてございます。

以上でございます。

○副議長【波多野健】 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長【波多野健】 質疑を終了することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長【波多野健】 それでは、質疑を終了いたします。

討論は反対の方からお願いいたします。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長【波多野健】 討論なしと認め討論を終了します。

これより採決いたします。議案第2号「小平・村山・大和衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」、本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○副議長【波多野健】 挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決することと決定いたしました。

日程第5 議案第3号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

○副議長【波多野健】 日程第5、議案第3号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○管理者【小林洋子】 ただいま上程されました議案第3号につきまして説明を申し上げます。

本案は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の定年の引上げ及び関連する制度の導入等を実施するため、職員の給与に関する条例、職

員の退職手当に関する条例、職員の懲戒に関する条例、職員の定年等に関する条例、職員の育児休業等に関する条例、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の6本の条例の一部改正を一括して行うものでございます。

改正の主な内容でございますが、職員の給与に関する条例につきましては、現行の再任用制度に代わり、新たに導入される定年前再任用短時間勤務制度に関し、必要な事項を定めるほか、60歳を超えた職員の給与を当分の間、60歳に達した日後の最初の4月1日以後、60歳時の7割水準とすること等を定めるものでございます。

職員の退職手当に関する条例につきましては、60歳を超えた職員の給与を60歳時の7割水準とすることに伴い、退職手当の基本額にかかる特例等に関し、必要な事項を定めるものでございます。

職員の懲戒に関する条例につきましては、減給を行う場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとするを定めるものでございます。

職員の定年等に関する条例につきましては、職員の定年の年齢の引上げや、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制の導入等に関し、必要な事項を定めるものでございます。

職員の育児休業等に関する条例につきましては、育児休業をすることができない職員に、管理監督職勤務上限年齢制の特例により、異動期間が延長された管理監督職を占める職員を追加するほか、現行の再任用制度に代わり、新たに導入される定年前再任用短時間勤務制に関し、文言を整理するものでございます。

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例につきましては、現行の再任用制度に代わり、新たに導入される定年前再任用短時間勤務制に関し、文言を整理するものでございます。

これらの内容につきましては、職員全員に説明し、了承を得ているところ
でございます。

施行期日につきましては、特に定めるもののほか、本年4月1日を予定いた
しております。

以上が本案の内容でございます。

○副議長【波多野健】 提案説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ご
さいませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長【波多野健】 質疑を終了することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長【波多野健】 それでは、質疑を終了いたします。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長【波多野健】 討論なしと認め討論を終了いたします。

これより採決いたします。議案第3号「地方公務員法の一部を改正する法律
の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」、本案を原案のとおり可決する
ことに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○副議長【波多野健】 挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決
することに決定いたしました。

日程第6 議案第4号 小平・村山・大和衛生組合行政財産 使用料条例の一部を改正する条例

○副議長【波多野健】 日程第6、議案第4号「小平・村山・大和衛生組合行

政財産使用料条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○管理者【小林洋子】 ただいま上程されました議案第4号につきまして説明を申し上げます。

本案は、小平市において、行政財産使用料条例の使用料単価を、令和3年度固定資産税評価額を反映したものに改める改正がありましたことを受け、組合の行政財産使用料条例の電柱等の使用料単価につきまして、小平市と同様に改めるものでございます。

施行期日につきましては、本年4月1日を予定いたしております。

以上が本案の内容でございます。

○副議長【波多野健】 提案説明が終わりました。質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○副議長【波多野健】 質疑を終了することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長【波多野健】 それでは、質疑を終了いたします。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長【波多野健】 討論なしと認め討論を終了します。

これより採決いたします。議案第4号「小平・村山・大和衛生組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例」、本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○副議長【波多野健】 挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 7 議案第 5 号 令和 4 年度小平・村山・大和衛生組合一般会計補正予算（第 2 号）

○副議長【波多野健】 日程第 7、議案第 5 号「令和 4 年度小平・村山・大和衛生組合一般会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○管理者【小林洋子】 ただいま上程されました議案第 5 号につきまして、説明を申し上げます。

本案は、令和 4 年度の事業がおおむね終了いたしましたことにより、予算の計数整理を行い、また、事務事業の執行に伴う補正を行うものでございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 3 9 億 5 7 0 万 9, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 9 5 億 3, 6 5 4 万 3, 0 0 0 円とするものでございます。

また、新ごみ処理施設建設工事等につきましては、令和 5 年度分の経費に係る歳入歳出を追加の上、繰越明許費の設定をするほか、地方債の補正をするものでございます。

補正の内容につきましては、事務局長が説明いたしますので、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○事務局長【足立浩志】 それでは、令和 4 年度一般会計補正予算（第 2 号）につきまして、説明いたします。

お手元の補正予算書の表紙を 1 枚おめくりください。

補正額でございますが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 3 9 億 5 7 0 万 9, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 9 5 億 3, 6 5 4 万 3, 0 0 0 円とするものでございます。

ページを2枚おめくりください。

左側のページ、第2表、繰越明許費でございますが、これらはいずれも新ごみ処理施設の建設に係る令和5年度に施工等を行う分の経費でございます。

新ごみ処理施設の建設につきましては、国庫補助金として、循環型社会形成推進交付金を活用しております。国の令和4年度の補正予算において、防災・減災、国土強靱化を加速させるための取組として、循環型社会形成推進交付金の予算が増額されております。

こうした中、当組合の令和5年度に施工する新ごみ処理施設建設事業が、国の補正予算による令和4年度の循環型社会形成推進交付金の交付対象と内示され、組合が要望する交付金の満額を確保することができる見通しとなりました。

このことに当たり、国において、今回の令和4年度補正予算分の循環型社会形成推進交付金が翌年度に繰り越されることに合わせまして、当組合の予算も繰り越す必要が生じたので、令和5年度に施工等を行う分の新ごみ処理施設建設事業に係る歳入歳出予算を令和4年度予算に追加した上で、翌年度への繰越明許費として設定するものでございます。

次に、右側のページの第3表、地方債補正を御覧ください。

こちらにつきましては、新ごみ処理施設の建設費の財源の一つであります地方債について、ただいま説明申し上げたのと同じ経緯によりまして、令和5年度施工分の起債の限度額を増額する補正をするものでございます。

ページを4枚おめくりいただき、4ページ・5ページをお開きください。

歳入予算の補正内容につきまして、説明いたします。

このうち3款国庫支出金、1項1目廃棄物処理施設整備費補助金、5款繰入金1項2目施設整備基金繰入金、及び8款組合債1項1目組合債は、第2表及び第3表につきまして説明申し上げました、新ごみ処理施設の建設に係るものでございます。

4 款財産収入、1 項 1 目利子及び配当金は、両基金の運用益として、定期預金利子があったことにより増額するものでございます。

5 款繰入金、1 項 1 目財政調整基金繰入金は、今回の補正に係る財源調整に伴い、減額するものでございます。

7 款諸収入、2 項 1 目雑入では、「アルミ売払い等」につきまして、鉄スクラップ価格の上昇により、鉄くず等の売払単価が予想を上回る結果となったことなどから増額するほか、今年度のペットボトルの単価や引渡し量の見込みなどにに基づき、「容器包装リサイクル協会拠出金」を増額するものなどがございます。

6 ページ・7 ページをお開きください。

歳出予算の補正内容につきまして、説明いたします。

初めに、1 款議会費では、行政視察につきまして、1 泊 2 日分の予算を計上しておりましたところ、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえまして、日帰りでの実施といたしましたため、8 節旅費及び 1 3 節使用料及び賃借料を減額するものでございます。

次に、2 款総務費でございます。

1 項 1 目一般管理費のうち、2 節給料、3 節職員手当等及び 4 節共済費では、職員の異動等による変動などに伴う増額又は減額をするものでございます。

8 節旅費は、議会行政視察を日帰りとしたことに伴い、特別旅費を皆減するものでございます。

1 0 節需用費は、組合の例規類集の加除が少なかったことにより、消耗品費を減額するものでございます。

1 2 節委託料は、契約差金が生じたこと等により、それぞれ減額するものでございます。

1 3 節使用料及び賃借料は、コピー機の借上料につきまして、使用量が見込みを下回ることから減額するものでございます。

1 8 節負担金、補助及び交付金は、えんとつフェスティバルを中止したことに伴い、えんとつフェスティバル実行委員会への補助金を皆減するものでございます。

続いて、同項 2 目財産管理費でございます。

1 3 節使用料及び賃借料は、小平市及び東大和市への土地借上料について、見込みで計上していたところ、実際の借上料がこれを下回ったため減額するものでございます。

2 4 節積立金につきましては、歳入で説明いたしました、運用益の増を基金に積み立てるため、それぞれ増額いたします。

このほか、財政調整基金につきましては、容器包装リサイクル協会からの拠出金を翌々年度の分担金から控除するまでの間、保管するための積立てをいたします。

8 ページ・9 ページをお開きください。

3 款塵芥処理場費、1 項 2 目塵芥処理維持管理費でございます。

1 2 節委託料は、主には処理・処分等の委託の「再資源化」の減額がございます。

再資源化を委託している不燃・粗大ごみの破碎残渣の量が見込みを下回ることによる減額のほか、鉄スクラップ価格の上昇により、小型家電の再資源化委託に係る単価が、見込みより下回ったことによる減額などがございます。

また、1 2 節委託料全体では、これらのほかに契約差金による減額などをするものでございます。

2 6 節公課費は、大気汚染負荷量賦課金が見込みを下回ったことによる減額でございます。

次に、1 項 3 目資源物処理維持管理費でございます。

1 0 節需用費、及び 1 2 節委託料は契約差金が生じたことにより、減額をす

るものでございます。

次に、2項1目塵芥処理場建設費でございます。

12節委託料、及び18節負担金、補助及び交付金につきまして、契約差金が生じたことによる減額をいたしますほか、12節委託料及び14節工事請負費では、第2表及び第3表につきまして説明申し上げました、令和5年度に施工等を行う分の新ごみ処理施設の建設に係る経費を、歳出予算に計上するものでございます。

次に、4款公債費1項2目利子でございます。

当初予算編成時の状況として、令和3年度の借入分につきまして、起債額の4分の3ほど市中銀行から借り入れることとなる可能性があり、これに備えた予算計上をしておりましたところ、その後、東京都区市町村振興協会から、低い利率で借り入れることができましたため、減額をするものでございます。

次の12ページは給与費明細書、その右側の13ページが地方債現在高調書でございます。

以上が補正予算（第2号）の説明でございます。

○副議長【波多野健】 提案説明が終わりました。質疑に入ります。

○12番【渡邊一雄】 新ごみ処理施設建設工事について、その工事に関連して資材置場、そして、武蔵村山市にある都営村山団地の空き地を利用するというので、前回の議員説明会で確認がされました。

そのときにも幾つかは要望させていただいているんですけども、改めて、周辺への配慮など、どういう対応を考えられているか伺います。

○参事（施設更新）【小暮志与夫】 組合の今の建設工事に加えまして、資材置場を一時的に工事に設置するための時間調整のために、一時的に仮置きをしておく場所として村山団地の土地をお借りする。これは事業者のほうで、組合が借りるというわけではなくて事業者のほうでお借りするわけですけども、この

敷地には工事用パネルを立てて、まず、周辺に影響がないような形を取っていききたいと思いますが、この工事用パネルを立てる際に、歩道ぎりぎりまで立ててしまいますと見通しが悪くなりますので、少しセットバックをして、歩道との空間をとるような形で、設置をさせていただきます。

また、交差点のコーナー部などは、少し見通しがまた悪くなってしまいますので、ここはまた少しそこをバックさせることや、クリアパネル等も使いながら、見通しに関しては確保していきたいと思っております。

それから夜間、また、壁で暗くなってしまうといけないので、照明をできるだけつけるような形で配慮させていただきたいと思っております。

作業につきましては、夜間作業は行わないように騒音に十分気をつけて行うということと、敷地から道路へ出る出入りの際はガードマンを立てて、交通整理を行うということを配慮していきたいと、このように考えております。

以上です。

○12番【渡邊一雄】 今、歩道との空間を空けて十分圧迫感がないようにというようなお話だったかと思うんですけど、すごくそれは必要だと思うんですけど、一方で、不法投棄があったりとか、いろんなことが考えられてしまうということもあるので、村山のごみ対策のほうともきちっとその辺、調整いただければと思うんですけども、もう一つ、どうしてもその大きい車が出入りするんで道路が傷むということがあると思うんですが、例えば道路がへこんでしまった、削れてしまったなどというときの対応というのはどうなるか、確認しておきます。

○参事（施設更新）【小暮志与夫】 やはり重量のある大型車が出入りするということがありまして、道路にも支障が出てしまう可能性もありますけども、これに関しましては、事業者のほうからも道路のほうを傷めてしまった場合は、修繕をするということも申入れがされておりますので、これに関しては組合と

しましてもしっかりと管理監督をして進めていこうと、このように考えています。

以上です。

○副議長【波多野健】 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長【波多野健】 質疑を終了することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長【波多野健】 それでは、質疑を終了いたします。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長【波多野健】 討論なしと認め討論を終了します。

これより採決いたします。議案第5号「令和4年度小平・村山・大和衛生組合一般会計補正予算(第2号)」、本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○副議長【波多野健】 挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第8 議案第6号 令和5年度における小平・村山・大和衛生組合を組織する市の分担金額について

日程第9 議案第7号 令和5年度小平・村山・大和衛生組合一般会計予算

○副議長【波多野健】 日程第8、議案第6号「令和5年度における小平・村山・大和衛生組合を組織する市の分担金額について」及び「令和5年度小平・村山・大和衛生組合一般会計予算」。

以上、2件については関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○**管理者【小林洋子】** ただいま上程されました議案第6号及び議案第7号につきまして、一括して説明を申し上げます。

組合の運営につきましては、既存の処理施設の適切かつ計画的な維持管理・運転を行い、効率的・安定的にごみと資源物を処理してまいりますとともに、3市の市民の皆様が、将来にわたって安心して快適な生活を送ることができるよう、新ごみ処理施設の建設を着実に進めてまいります。

また、情報提供を通して開かれた組合運営に努め、施設周辺地域住民をはじめ、管内市民とのより深い信頼関係を構築してまいります。

令和5年度の予算総額は27億6,400万円でございます。

分担金につきましては、令和4年度と比較しまして、1億7,000万円の増となります、24億6,000万円の御負担をお願いするものでございます。

具体的な内容につきましては、事務局長が説明いたしますので、よろしく御決定賜りますよう、お願い申し上げます。

以上でございます。

○**事務局長【足立浩志】** それでは、令和5年度一般会計予算の内容につきまして、御説明いたします。

予算の編成に当たりましては、組織市の厳しい財政状況の折、貴重な税金からの分担金であることを十分認識し、最少の経費で最大の効果をもたらせるよう、予算編成を行ったところでございます。

まず、衛生組合の事業を行う上での基本的な事項でございますが、お手元の参考資料の1ページを御覧ください。

事業の実施に当たりましては、(1)の「組合事業の基本事項」にございまして、関係法令を順守し、効率的かつ安定的に受け入れたごみ及び資源物の

処理を行ってまいります。

既存の処理施設については、適切な維持管理及び運転を行うとともに、新ごみ処理施設建設工事を着実に進めます。

工事期間中は、多摩地域ごみ処理広域支援体制に基づく処理委託等により、組織市のごみの処理に支障を来さないよう、方策を講じてまいります。

また、引き続き、地域住民及び管内市民との信頼・協働関係を構築してまいります。

次に、(2)の令和5年度主要工事等でございますが、5号炉バグフィルターろ布取替等補修工事をはじめ、既存の4・5号ごみ焼却施設の各種補修工事を実施いたします。

また、新ごみ処理施設建設工事を進めますとともに、家庭などから排出される可燃ごみの一部を、多摩地域の他市町村等のごみ焼却施設で処理いただく、可燃ごみ処理委託（広域支援）を継続します。

次に、2ページを御覧ください。

組織市3市から、組合へのごみ・資源物の搬入量等の見込みでございます。

令和5年度は、可燃ごみが広域支援量を含めまして、計5万8,139トン、不燃・粗大ごみが計5,029トン、これら合計で、前年度の当初予算時と比べて1,823トン少ない6万3,168トンを見込んでおります。

資源物につきましては、容器包装プラスチックが計3,592トン、ペットボトルが計909トン、これら合計で、前年度の当初予算時と比べて126トン少ない4,501トンを見込んでおります。

右側の3ページに処理の流れをお示ししてございます。

令和2年度末での3号ごみ焼却施設の稼働終了を受けまして、このページの左の上から2つ目の枠にございます「4・5号ごみ焼却施設」での焼却処理を最大限に行いながら、上段の枠にございますとおり、多摩地域の他の市町村等

への、可燃ごみ処理委託を継続してまいります。

なお、令和5年度の可燃ごみ処理の委託先といたしましては、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定に基づき、協議を進めました結果、前年度と同様、ふじみ衛生組合、柳泉園組合及び西多摩衛生組合の3団体を予定してまいります。

次に、9ページをお開きください。

衛生組合の主な財源である分担金の算出資料でございます。

分担金の算出方法につきましては、塵芥処理等分及び資源物処理分としまして、それぞれ運営経費を10%を3市均等に、90%を令和3年度のごみ又は資源物の搬入量に応じて3市で案分した金額としております。

また、資源物中間処理施設の「精算額」につきましては、令和3年度の容器包装リサイクル協会拠出金相当分を3市の同年度の搬入量に応じて案分し、令和5年度の分担金から控除するものでございます。

令和5年度の分担金といたしましては、塵芥処理等分と資源物処理分を合わせまして、一番右下の欄にございますとおり、24億6,000万円をお願いするものでございます。前年度と比較いたしまして、1億7,000万円の増とさせていただきます。

続きまして、予算書に沿いまして、内容を説明いたします。

予算書の表紙をおめくりください。

議案第7号の第1条に記載のとおり、令和5年度の組合事業に要します費用として、歳入歳出それぞれ27億6,400万円を計上してございます。前年度当初予算に対しまして27億9,000万円の減でございます。

先ほどの令和4年度補正予算（第2号）で、令和5年度分の新ごみ処理施設建設事業に係る歳入歳出を追加し、繰越明許費の設定をすることにより、令和5年度当初予算では、その分の歳入歳出を計上しておりませんため、予算規模

が大きく減となるものでございます。

ページを6枚おめくりいただき、4ページ・5ページをお開きください。

歳入でございます。

1 款分担金及び負担金につきましては、先ほど御説明申し上げたとおりです。

2 款使用料及び手数料は、組合敷地に設置されている電柱の土地使用料などでございます。

3 款国庫支出金は、本年度当初予算での計上はございません。

4 款財産収入は、基金運用益の見込額を計上いたしました。

5 款繰入金でございます。財政調整基金繰入金は、歳出予算総額から、分担金などの一般財源及び施設整備基金繰入金などの特定財源を除いた財源の繰入れをするものでございます。

施設整備基金繰入金は、新ごみ処理施設建設工事に関連して実施する、環境影響評価事後調査報告書作成業務委託に充当するものでございます。

6 款繰越金は、前年度と同額の2,000万円でございます。

7 款諸収入でございます。1 項 1 目組合預金利子は、歳計現金に対する預金利子でございます。

2 項 1 目雑入は、鉄、アルミなどの金属類の売払いなどを見込んでおります。容器包装リサイクル協会からの拠出金につきましては、当初予算では2,000円の計上としております。

また、「消費電気料」は、不燃・粗大ごみ処理施設での使用量に応じた電気料金の支払いを、同施設の運営を委託する、新ごみ処理施設整備運営事業の特別目的会社から受けることとなりますため、歳入として計上するものでございます。

8 款組合債は、本年度当初予算での計上はございません。

次に、2枚おめくりいただき、6ページ・7ページをお開きください。

歳出でございます。

1 款議会費では、議員報酬及び速記委託などの議会開催等に要します経費に加え、行政視察の旅費等を計上してございます。

2 款総務費でございます。1 項 1 目一般管理費は、給与などの人件費及び事務費等でございます。

1 節報酬は、審査会の委員、及び会計年度任用職員に対する報酬でございます。

2 節給料は、特別職及び一般職の給料でございます。

3 節職員手当等は、一般職の各種手当及び期末勤勉手当でございます。

次の 8 ページ・9 ページにかけまして、4 節共済費は、東京都市町村職員共済組合への負担金等でございます。

7 節報償費は、研修会講師の謝礼でございます。

8 節旅費は、職員の出張等に伴う旅費でございます。

9 節交際費は、昨年度と同額でございます。

1 0 節需用費は、事務・事業用の消耗品費、図書費及び修繕料が主な内容でございます。

1 1 節役務費は、インターネット使用料、及び施設見学時の傷害保険料でございます。

1 2 節委託料は、職員の健康診断、広報紙「えんとつ」「エコプラザスリーハーモニーNEWS」の作成及び全戸配布、施設の清掃や警備などの施設等維持管理委託、消防設備やエレベーター保守などの機器等保守整備委託でございます。

1 3 節使用料及び賃借料は、コピー機、パソコン等の事務機器の借上料及び連絡協議会による施設見学のバス借上料等でございます。

次の 1 0 ページ・1 1 ページにかけまして、1 8 節負担金、補助及び交付金

は、全国都市清掃会議、職員の研修などの負担金、地域共生事業「えんとつフェスティバル」及び職員互助会への補助金等が主な内容でございます。

2目財産管理費でございます。10節需用費は、車両の燃料費、車両の修繕料などでございます。

11節役務費は、電話料、銀行の振込手数料、損害保険料などでございます。

13節使用料及び賃借料は、小平市及び東大和市にお支払いする土地借上料などでございます。

24節積立金でございます。職員退職手当基金は、条例に基づき、組合固有職員の給料の8%相当分を、財政調整基金は、前年度歳計剰余金見込額の2分の1相当額をそれぞれ積み立てるほか、各基金で運用益の積立てをいたします。

26節公課費は、自動車重量税でございます。

3目公平委員会費は、共同設置しております東京都市公平委員会への負担金でございます。

2項1目監査委員費は、監査委員の報酬などでございます。

次の12ページ・13ページにかけまして、3項1目余熱利用施設費は、足湯施設「こもればの足湯」の管理・運営に要する費用でございます。

7節報償費は、「足湯施設運営連絡会委員」に対する謝礼でございます。

10節需用費は、清掃などで使用する消耗品、上下水道料、電気料金及び修繕料などでございます。

11節役務費は、電話料及び建物総合損害保険等の保険料でございます。

12節委託料は、施設の管理や警備、及び水質検査に要する費用等でございます。

13節使用料及び賃借料は、AEDの借上料でございます。

次に、3款塵芥処理場費でございます。1項1目塵芥処理総務費、8節旅費は、担当職員の出張旅費でございます。

1 3 節使用料及び賃借料は、資源物の売却先への立入検査等に係る有料道路通行料でございます。

1 8 節負担金、補助及び交付金は、研修会・講習会への参加費、技術管理協会への負担金でございます。

2 目塵芥処理維持管理費でございます。焼却施設、不燃・粗大ごみ処理施設等の維持管理に要する経費でございます。

次の1 4 ページ・1 5 ページにかけましての1 0 節需用費は、排ガス・焼却灰の処理等に必要な薬品油脂類、施設の運転に係る電気料金、施設の修繕料などでございます。

1 1 節役務費は、焼却灰の運搬量データを最終処分場へ送信するための電話料などでございます。

1 2 節委託料でございます。参考資料の1 4 ページ下段から1 5 ページにかけて、詳細を記載してございます。

処理・処分等委託は、最終処分場への焼却残渣の運搬業務などのほか、破碎残渣、使用済小型家電等の再資源化、可燃ごみ処理（広域支援）などを計上しております。

施設等維持管理委託は、焼却施設のプラント運転、炉内清掃などの処理場清掃、測定等委託は、各種環境測定業務及びダイオキシン類測定の委託、機器類保守整備委託は、各種機器類の保守点検業務の委託、運営維持管理委託は、不燃・粗大ごみ処理施設の運営の新ごみ処理施設整備運営事業の特別目的会社への委託でございます。

次に、1 4 節工事請負費でございます。予算書では、1 4 ページ・1 5 ページの下段、参考資料では1 6 ページ上段に詳細を記載してございます。

焼却施設では、定期的な燃焼設備補修工事、5号炉バグフィルターろ布取替等補修工事などを、その他の施設では、2号井戸ポンプ補修工事のほか、緊急

を要する故障が発生した場合に、迅速な対応を行うための緊急故障対策費などを計上しております。

15節原材料費では、焼却施設のストーカ部品等を購入するものでございます。

17節備品購入費は、作業員の熱中症対策として使用するスポットクーラー等を購入するものでございます。

予算書に戻りまして、14ページ・15ページ下段を御覧ください。26節公課費は、排ガスに含まれる硫黄酸化物に対し、法律に基づき大気汚染負荷量賦課金を納入するものでございます。

次に、3目資源物処理維持管理費でございます。資源物中間処理施設の維持管理に要する経費でございます。

参考資料の16ページ下段から19ページ上段までに詳細を記載してございますので、合わせて御覧ください。

10節需用費は、臭気対策、VOC除去・脱臭等に要する薬品類、選別した資源物の梱包に必要なベール用バンドやフィルム等の消耗品費、施設の運転に要する光熱水費、施設の修繕料等を計上しております。

11節役務費は、電話料、建物総合損害保険料等でございます。

12節委託料は、残渣の運搬、容器包装プラスチックの再商品化、プラント運転、環境測定、各種機器の保守点検などに要する経費でございます。

13節使用料及び賃借料は、複合機等の借上料でございます。

17節備品購入費は、床面清掃用の器具としてポリッシャーを購入するものでございます。

予算書に戻りまして、16ページ・17ページ下段を御覧ください。

2項1目塵芥処理場建設費でございます。8節旅費は、担当職員の出張旅費でございます。新ごみ焼却施設に設置する設備等の工場検査のための特別旅費

も計上しております。

10節需用費は、事業用消耗品等でございます。

18ページ・19ページにかけましての12節委託料は、新ごみ焼却施設の建設工事に伴う周辺の生物等への影響を確認する環境パトロール等業務、東京都に提出する、新ごみ焼却施設の建設工事施工中の「環境影響評価事後調査報告書」の作成業務を計上しております。

次に、4款公債費でございます。1項1目元金は、平成28年度から令和元年度までの起債の元金の償還でございます。

同項2目利子は、平成28年度から令和4年度までの起債の利子の償還でございます。

5款予備費には、1,248万2,000円を計上いたしました。

次の20ページから25ページまでは給与費明細書でございます。給与及び具体的な職員の処遇などを記載したものでございます。

21ページ上段の表の左側の列に記載しておりますが、令和5年度につきましては、常勤の一般職を今年度比で2名減とする体制でございます。

26ページ・27ページは債務負担行為に関する調書でございます。

28ページは、地方債現在高に関する調書でございます。

以上が、令和5年度における小平・村山・大和衛生組合を組織する市の分担金額を含めた、令和5年度の小平・村山・大和衛生組合一般会計予算の内容でございます。

以上でございます。

○副議長【波多野健】 提案説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

○12番【渡邊一雄】 予算書の15ページに環境測定ということで載っておりますけれども、これまでも取り上げてきました有機フッ素化合物、PFAS

について、このほど国が対策強化に乗り出すという報道がありました。また、市民団体である多摩地域のPFASを明らかにする会が実施した住民への血液検査、これによって非常に高い血中濃度が検出されたということで記者会見なども行われております。

まず、この件に関しての国や東京都の動きがどうなっているのか、現状で把握している内容を伺います。

もう一つは、このPFASが当組合施設から排出される可能性というのがどれくらいあるのか。完全に否定される、否定できるものなのか、あるいは可能性があるのか、その辺りの認識を伺います。

○業務課長【三野正彦】 それでは、1点目について、PFOS、PFOAの国や都の動向というところでお答えいたします。

PFOS、PFOAの測定につきましては、水道水の水質管理といたしましては、1リットル当たり50ナノグラム以下とする暫定の目標値が定められております。しかしながら、当組合のような一般廃棄物処理施設への法律上の規制基準というものは示されておられません。

組合といたしましては、引き続き法規制などの動きにつきまして、状況を注視していきたいと考えております。なお、東京都におきましては、地下水、井戸水になりますけれども、PFOS、PFOAを追加して、都内全域の地下水の水質の概況を把握する調査を進めていると伺っております。

組合といたしましても、組合で使用している井戸水のPFOS、PFOAの測定につきまして、東京都の調査に協力できないか、こういったことを含めまして検討を進めていきたいと考えているところでございます。

2点目の、組合からそういったものが排出される可能性というところがございます。まず、当組合では、フッ素化合物を直接製造したりですとか、何か大量に保有したり扱っている施設ではございません。組合に混入されるケースと

して考えられるものとしては、ごみには様々なものがありますので、例えばフッ素加工のフライパンですとか防水性の衣服、こういったものがごみの中に入ってくる可能性というものはございます。しかし、量としては少量であると考えております。

また、組合の建物の構造といたしましては、床面、壁面、これらについて十分な厚みのあるコンクリートで覆っております。

また、排水につきましても、環境基準に適合するような排水処理をいたしまして、下水に放流をしているというところでございます。そういったところから、組合から地下水が排出されるということは考えづらいと認識をしております。

以上でございます。

○12番【渡邊一雄】 まず、東京都の取組として、今PFOS、PFOAを追加して調査するというところがあるということで、これは非常に前向きな方向かなと思います。ぜひ今、協力できないか検討を進めたいという答弁もありましたので、ここはぜひ積極的に対応していただきたいというふうに思います。

もう一つ、当施設からの排出の可能性ということなんですけれども、排水の処理ということで、地下水に染み出すことはないということなんです、これ、何分永遠の化学物質でしたっけ、もうとにかく分解しないで残っていく。つまり排出されて下水で海や川に行って、そしてまた、それを食べた貝や魚がという、もう生き続けるという分解しないものでもあるので、その辺の排水処理に関しても国の基準が出なければなかなか対応は難しいんでしょうが、積極的なぜひ対応をしていただきたいということを要望しておきます。

以上です。

○副議長【波多野健】 ほかにございませんか。

○2番【佐藤徹】 それでは、予算書の15ページ、施設補修・改修工事のと

ころですけれども、4億2,725万9,000円計上していただいておりますが、令和7年度の途中まで4、5号炉は頑張っていたかかないといけない。そして、今かなり負荷をかけて運転をしていただいておりますので、耐用年数、それから、メンテナンス等も含めてどういうリスクがあるのか、この2年半、頑張っていたかかないといけない。広域支援を受けている中で、これはもう当組合の生命線になりますから、ここの考えられるリスクはどのようなリスクがあるのか。そして、もし不測の事態が発生した場合には、予算的な手当てはどうされるのか、この2点を伺いたいと思います。

○業務課長【三野正彦】 それでは、1点目の4・5号炉のメンテナンスを含めたリスクというところでございます。

現在の焼却炉につきましては、稼働開始後30年以上経過いたしまして、年々老朽化が進行しております。こういった中で、新しい焼却炉は令和7年10月稼働ということで予定しておりますけれども、そういった稼働を見据えまして、4、5号炉については稼働終了までの期間、十分に活用する必要がございます。

組合といたしましては、こういった老朽化の度合いに応じまして、施設の保全計画というものを立てておりまして、計画的に工事ですとか修繕というものを行っております。そのための予算というものは、計上をさせていただいております。来年度につきましては、主なものと、バグフィルターのろ布の補修工事等を行っていく予定でおります。

2点目の不測の事態への予算的対応でございます。今まで修理を要さなかったような箇所も修理が必要になることもございます。そのため、緊急故障対策費というようなところも設けておりまして、緊急に補修が必要になった場合には、その状況を見極めながらそういった予算で対応していきたいと考えております。

また、仮に焼却炉が止まった、炉停止した場合には、ある程度ピ

ット、ごみをためておく場所がありますので、そういったところでごみをためておきながら、広域支援団体先とも十分な連絡調整を行い、引き続き連携をして、対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○2番【佐藤徹】 将来、解体する予定がもう決まっている中で、でも、そこに頼らないといけないという現実がある、この2年半になりますので、不測の事態が仮に起こったとしても対応できるというお話でしたので、引き続き修繕、それから補修、メンテナンスについては何とか乗り越えていただきたい、乗り切ってもらいたいという思いで質問をいたしました。

よろしく願いいたします。以上です。

○副議長【波多野健】 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長【波多野健】 それでは、質疑を終了することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長【波多野健】 それでは、質疑を終了いたします。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長【波多野健】 討論なしと認め討論を終了します。

これより採決いたします。採決につきましては議案ごとに行います。

最初に議案第6号「令和5年度における小平・村山・大和衛生組合を組織する市の分担金額について」、本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○副議長【波多野健】 挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決

することに決定いたしました。

次に議案第7号「令和5年度小平・村山・大和衛生組合一般会計予算」、本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○副議長【波多野健】 挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、小平・村山・大和衛生組合議会2月定例会を閉会いたします。皆さん、お疲れさまでした。

午前10時34分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

小平・村山・大和衛生組合議会副議長 波多野 健

小平・村山・大和衛生組合議会議員 山 浦 まゆみ

小平・村山・大和衛生組合議会議員 中 野 志乃夫

小平・村山・大和衛生組合議会議員 渡 邊 一 雄